

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

## OTO おおた社労士オフィス

〒135-0022 東京都江東区三好1-8-3 越前屋ビル2階

TEL 080-4728-5704 Maill ootay@osr-office.com

10 2025

重要改正 要確認

## 令和7年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う!

令和 7 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

### 

都道府県名	最低賃金時間額 ( )は前年度	発効年月日 <sup>※</sup>	都道府県名	最低賃金時間額 ( )は前年度	発効年月日 <sup>※</sup>
北海道	1075 円(1010 円)	令和7年10月4日	滋賀	1080円(1017円)	令和7年10月5日
青 森	1029 円(953円)	令和7年11月21日	京 都	1122 円(1058 円)	令和7年11月21日
岩 手	1031 円(952円)	令和7年12月1日	大 阪	1177円(1114円)	令和7年10月16日
宮城	1038 円( 973 円)	令和7年10月4日	兵 庫	1116円(1052円)	令和7年10月4日
秋田	1031 円( 951 円)	令和8年3月31日	奈 良	1051 円( 986 円)	令和7年11月16日
山形	1032 円(955 円)	令和7年12月23日	和歌山	1045 円(980 円)	令和7年11月1日
福島	1033 円(955円)	令和8年1月1日	鳥 取	1030円(957円)	令和7年10月4日
茨 城	1074 円(1005 円)	令和7年10月12日	島 根	1033 円( 962 円)	令和7年11月17日
栃木	1068 円(1004 円)	令和7年10月1日	岡山	1047 円( 982 円)	令和7年12月1日
群 馬	1063 円(985 円)	令和8年3月1日	広 島	1085 円(1020 円)	令和7年11月1日
埼 玉	1141 円(1078 円)	令和7年11月1日	山口	1043 円( 979 円)	令和7年10月16日
千 葉	1140 円(1076 円)	令和7年10月3日	徳 島	1046 円(980 円)	令和8年1月1日
東京	1226 円(1163 円)	令和7年10月3日	香 川	1036円(970円)	令和7年10月18日
神奈川	1225 円(1162 円)	令和7年10月4日	愛 媛	1033 円( 956 円)	令和7年12月1日
新 潟	1050円(985円)	令和7年10月2日	高 知	1023 円(952 円)	令和7年12月1日
富山	1062 円(998 円)	令和7年10月12日	福岡	1057円(992円)	令和7年11月16日
石川	1054 円(984 円)	令和7年10月8日	佐 賀	1030円(956円)	令和7年11月21日
福井	1053 円(984 円)	令和7年10月8日	長 崎	1031 円( 953 円)	令和7年12月1日
山 梨	1052 円( 988 円)	令和7年12月1日	熊本	1034 円(952 円)	令和8年1月1日
長 野	1061 円( 998 円)	令和7年10月3日	大 分	1035 円(954 円)	令和8年1月1日
岐阜	1065 円(1001 円)	令和7年10月18日	宮崎	1023 円( 952 円)	令和7年11月16日
静岡	1097 円(1034 円)	令和7年11月1日	鹿児島	1026 円( 953 円)	令和7年11月1日
愛 知	1140 円(1077 円)	令和7年10月18日	沖 縄	1023 円( 952 円)	令和7年12月1日
三重	1087 円(1023 円)	令和7年11月21日	全国加重平均	1121 円(1055 円)	_

は改定あり(すべての都道府県で改定)

※ 発効年月日は、答申公 示後の異議の申出の状況 等により変更となる可能 性があります。

要確認

## 地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました(令和7年9月5日から拡充)。そのポイントを確認しておきましょう。

・・・業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等(内閣官房・厚労省・経産省資料)

#### 概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。

より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。 事業の詳細はこちら

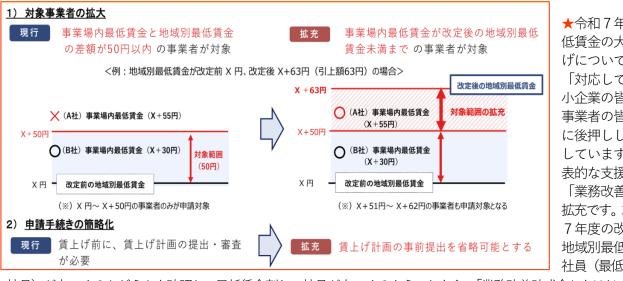
【上限等】上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)





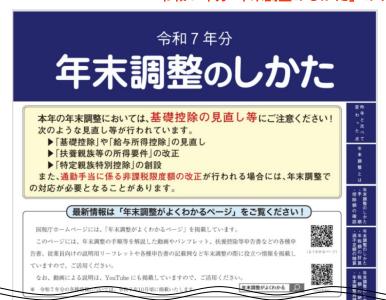
次ページへ続く



社員)が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。その際には、ひと声お掛けください。アドバイス等をさせていただきます。

## 「令和7年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和7年分年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを 今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。



トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください!

★他の関係資料(「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など)のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)」については、10月頃公開予定とされています。 通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、随時お伝えします。

お仕事 カレンダー 10 月

要確認

10 / 1 10 / 10

- 改正育児介護休業法施行(育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等他)
- 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10 / 31



- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2026年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月~9月分の労災事故について)
- 労働保険料の納付(延納第2期分)

◆あとがき◆ 最低賃金が上がりました。これにより企業のコストが上がり、物価に跳ね返ることになります。政 治家は、給与が物価を上回る世の中にしたいと言っていますが、そのような世の中は来るのでしょうか???